

4 協議事項（2）

群馬県選手強化指定制度設置要項

1 目的

国民スポーツ大会において、優秀な成績を収めるため、競技団体・中体連・高体連・企業体等と連携を図りながら競技力の維持向上を目指し、中学校・高等学校及び企業体等の優秀選手（運動部）を指定して、重点的強化事業の推進を図る。

2 指定の方針

- （1）全国規模大会において優勝及び国際大会の代表並びにそれらと同等の競技水準を有する者（運動部）とする。
- （2）競技力の将来的発展の可能性を持つ優秀選手（運動部）とする。
- （3）選考にあたっては、少数精鋭を原則とし、計画的な選手育成強化が図れるよう、将来性についても十分配慮する。

3 指定の方法

指定にあたっては、県スポーツ協会が加盟競技団体及び学校体育団体から推薦を受け、県スポーツ協会選手強化委員会にて協議の上、指定する。

4 指定の数

国民スポーツ大会開催基準要項第8項第4号による参加数を原則とし、将来を見通した強化が図れるよう推薦団体と協議のうえ決定する。

5 指定の時期

- （1）本大会競技 … 当年度9月1日より翌年8月31日までとする。
- （2）冬季大会競技 … 当年度4月1日より翌年3月31日までとする。
- （3）変更 … 当年度10月22日までに関係団体より変更届けを提出する。

6 推薦の方法

指定に該当する個人・団体競技があるときは、推薦書（別記様式）に必要事項を記入し、別に定める期日までに公益財団法人群馬県スポーツ協会長あてに推薦する。

7 指定後の支援体制

- （1）強化指定選手を県スポーツ協会及び当該競技団体等が実施する強化対策事業に参加させる。
- （2）健康状態や基礎体力を把握し、トレーニング計画を立てるためのメディカルチェック・体力測定のコストを補助する。
- （3）指定選手としての自覚と誇りを持たせるため、指定証を発行する。

8 実施上の留意点

- （1）強化計画の立案・実施にあたっては、学校教育活動及び職場における業務に支障のないよう、あらかじめ学校・企業体等の所属長及び選手の保護者等関係者と密接な連携をとり、事業の趣旨を十分理解させる等の配慮をする。
- （2）県スポーツ協会に、各競技団体及び中体連・高体連は翌年度の強化事業計画書を指定の時期までに提出する。
- （3）県スポーツ協会は、提出された強化事業計画書を承認した時は、県並びに県教育委員会及び県有体育施設管理者等に協力依頼を行う。
- （4）強化活動の実施にあたっては、自覚と責任の涵養に努めるとともに非教育的行為が発生しない

ように配慮する。

群馬県選手強化指定制度設置に係わる補足説明

1 目的

企業体等の「等」とは、県スポーツ協会加盟の競技団体に所属している企業体以外の「チーム」及び「クラブ」をいう。

2 指定対象競技

国民スポーツ大会正式競技とする。

3 指定の方法

(1) 指定における優秀選手の競技力基準は次のとおりとする。

ア 個人競技については、関東大会優勝、全国大会8位以内に入賞したもの。

イ 団体競技については、関東大会優勝・2位、全国大会8位以内に入賞したチーム。

(2) 競技団体は、成年種別及び競技団体が担当している少年種別について推薦する。

また、中・高体連は、それぞれの機関で検討のうえ、当該校長の内諾を得たのち推薦するものとする。

県スポーツ協会選手強化委員会は、これらを審議し、県、県教育委員会、当該校長との連携・協議を得たのち指定し、当該者の承認を得るものとする。

(3) 選手等の指定は、次のとおりとする。

ア 強化指定選手〔優秀選手に該当する個人〕

イ 強化指定運動部〔国スポ参加基準に該当する(チーム)及び優秀選手を主体とした部(チーム)〕

(4) 指定の対象となる大会期日は、推薦年度の前年度9月から当年度8月末日までとする。但し、冬季競技は、前年度4月から当年3月末日までとする。

4 推薦の方法

当協会ホームページにアップロードしてある推薦書を、ダウンロードして必要事項を記入し当年度8月末日(冬季競技は当年度4月4日)までに提出する。

但し、推薦書のデータが必要なので、下記Eメールアドレスへ提供する。

E-mail: m-matsuda@gunma-sports.or.jp

5 実施上の留意点

(1) 各競技団体及び中、高体連は、強化事業計画書を指定の時期までに提出すること。

(2) 県スポーツ協会は計画書を検討し、強化事業を承認した旨の通知を計画者のほか、県並びに県教育委員会及び県有施設管理者へおこなう。

なお、高体連はリーダー養成研修会に係わる部分について、県教育委員会に承認申請の手続きをとり、承認後、加盟高校に配布する。